

行政・NPOの協働会議 第1回 委託部会

H.19.8.30(木) プラザセミナー室

参加者：コムサロン21：前川/北播磨市民活動支援センター：柳田/にしのみやNPO協会：能島/シーズ加古川：田中/参画協働課：鬼頭

参加者 市民活動センター神戸：実吉/NPO会計支援センター：荻野/都市生活コミュニティセンター：池田

事務局：ひょうごボランティアプラザ

1 参加委員の件

次回開催時までに関係団体に参加を呼びかけ、幹事の推薦がある方の参加を認める。継続して参加できることを前提に参加委員を確定させて、今後確定メンバーで委託部会を進める。(傍聴希望は、いつでも可能。)

2 議事録について

事務局がメモをとって、幹事に渡す。発言者名を残さず、会議のまとめを残す。部会専用のメーリングリストを作って、部会委員に議事録の了承を得る。ML作成は能島幹事にお願ひする。

3 部会の進め方

現時点では月1回の部会を開催し、でてきた課題の内容によって開催頻度を検討する。

4 兵庫県との委託事業について、感じていること、問題点は何か？

：団体としては、委託事業を受けることを避けるスタンスでいた。しかし、やむをえない状況で受けることになった。

(設定)

〇〇事業を平成18年6月から委託契約でコンペで決定した。全事業委託費用は750万円であったが、開設日が18日遅れたため、一方的に18日間の委託費を日割りカットされ、680万になった。さらに、入金方法は3回の分割で、初入金9月で、3ヶ月間事務局が資金を立替えた。

コンペの募集時期から、決定、開設日までの期間が短いにも関わらず、開設日が遅れた分委託費を一方的にカットするには、期日の設定にも問題があると感じる。開設準備期間を正当な日数も受けるべき。

委託事業は団体に利益が残らない。業務委託の経験により、団体の人材は育ったが、それよりも団体としての体力の消耗は大きい。実際7万円の赤字は団体が補填した。

：〇〇からの委託の事業の場合、当初概算払いが検討予定されていたが、年度途中の8月現在になって精算払いの可能性の連絡があった。管理費、人件費を含め、資金管理について相当体力のある団体でないと対応できない。銀行の融資を受けるのは困難。資金調達も難しい。単年度事業更新による弊害。大きな委託を受けたと

しても、次年度への保障はなく、単年度決算に必要な報告、エントリー等の事務処理が毎年あり、事務局はそのための人材を常に確保する必要がある。しかし、雇用保障の問題もあり、一生働ける団体の基盤づくりが課題。

: ○○市、市、××市の委託事業を年間1,200万円ほど受けている。市によって管理費の運用方法が違う。○○市は管理費が一律5%。

: 年間1億8千万近くの委託を受けている。委託の発注側、受けて側双方の目的、意図が明確であることが重要である。団体のミッションとの合致が明確な委託事業は、団体としても赤字になっても遂行意義を感じてやれる。発注側は、確実な運営、効率を求める場合と、事務局の運営ノウハウ提供や市民への広がり等を期待する場合があると思う。

団体として、それぞれの委託事業の目的を発注側と確認し、場合によっては断る。しかし、すべて断れる訳ではないのが現状である。

: 間接経費、管理費の運用について、行政と団体との共通理解が難しい。監査時、企業なら必要経費の一部として当然計上されるべき経費についても、必要管理コストとして認められない場合がある。行政の担当者の会計への理解度の低さも原因になるケースもある。

委託契約時には事業面での話し合いが中心で、会計の話はあまり詰められていない場合が多い。年度末の精算時に混乱が生じる。消費税の問題についても、委託事業終了後の次年度に消費税の支払い分をとり置きしていなくて、団体からの持ち出しで支払うというケースもおこっている。

団体に資金管理知識が不足していることも課題ではあるが、報告時に次年度発生する消費税をどのように表記するかは明確ではないのが現状。団体の会計管理も、委託事業のための管理ではなく、団体の通常会計管理の延長線上に委託事業会計があるのが本来。

: そもそも委託事業とは何かという話。赤字になる委託が多い。1円余っても返しなさいというのは委託ではないのではないかと。準備期間、精算期間、日々の人材育成にもコストがかかっている。明細を出して精算するのは委託ではないのではないかと。

精算の方法についての共通理解、整理が課題である。直接的なコスト以外の、間接的なコストについての行政の理解が必要。事業委託ならば、事業の成果で評価があるべきところを、精算で資金用途をチェックして事業確認するのはおかしい。経営努力で団体が利益をあげて団体の体力をつけても問題はないはず。

NPOが事業体・雇用体であることをの認識が行政にはなさ過ぎるのではないかと。

: 委託契約について事例検討を進め、文書化して整理することができる項目もあるはず。事例検討集としてまとめられないか。

全面入札には賛成であるが、その場合NPO業界の各団体が、法人としての成熟度が不安である。

介護保険事業を行っているが、介護報酬は企業もNPOも同じである。上手くやれば利益が出る。

: 行政側もわかっているとは思いますが仕方がない面もあろう。提案はしていきたい。

箱物は間接経費が付くがソフト事業は間接経費が付きにくい。委託事業で正確な

運営のみが求められ、NPO側の提案が採用される隙がない場合もある。

行政としての現状はどうか？

：NPOが委託運営することで、専門性、運営技術等の提供を求めている。安さも1つ。企業よりも安くということではなく、行政よりも安くという意味の効率は求めている。

契約書や積算書の項目について具体的な事例があれば、より議論も進むのではないかと。単年度決算や資金繰越問題についてはかなりハードルが高い。

委託事業の全精算で、利益がでない件について、間接費の%設定は制度で決まっているわけではない。ただ、原因のひとつとして、間接経費は領収書がないので、使途について不明確で説明がつきにくい。また、担当部局として財源が乏しいのも現状。

：行政側にお金がなく、要求する仕事内容と経費が釣り合っていないのではないかと。それでも契約が赤字覚悟で成立しているのは、NPO側にも問題がある。

：断ろうとしている事業は、赤字になる魅力はないわ。しかしながら、地域で他に受ける団体がなく、しかたなく受けている事業も多い。

：予算オーバーのため会議に出席できないということもある。安い値段でNPOを使うなら、できる範囲はここまでとはっきり提示することが必要。

：この様な状態だと、NPOセクター全体への影響がある。

行政の委託先は企業もあり、分野によっては仕様規模の桁が違う。実態を調査する必要がある。委託先=事業者としてのNPOにとって、人件費(給与支払額)は「仕入れ値」であり、委託事業でそれをいくらで売るか(売値)とは別。基本的に仕入れ値は関係ないはず、成果が違うなら問題だが。

：これが続くと団体がやせ細ってします。社会責任上、赤字でも受けざるを得ない場合もあるが、この様な状況ではNPOの立場は安定しない。

：行政から民間企業に委託する場合、間接経費も含められる緩い契約である。NPOも民間の一つである。

：委託とiiつつ請負という契約が全国的には増えつつある。

：その2つは契約的には同じでは？

：民法的にはおかしいが。

：1,500万円の契約でも1,100万円で出来れば、契約を変更して精算する。

：契約金は税金なので余ったら返還が当たり前では。

：〇〇市の委託契約は金額精算方式、市のそれは成果実績内容での精算方式である。

：精算すべきものと完全請負のものと事業の性格によって契約の形を変えるよう努力している。例えば会館管理の光熱費などは精算するが、事務局機能のノウハウ提供については完全請負とする。

：〇〇方式でも満額で精算できればいいのでは？ 人件費も売値の設定次第ではないか。

：95本の机の納品を要求されていて100本の机を仕入れて、仕入れコストを抑えた。発注者には契約道理の95本を納入し、契約時の見積もり道理の費用をもらった。返

金せずに団体の利益とした。

このケース、営業努力と判断する場合と、必要経費のみ支払い、返金すべきという考えがある。事業の正確にもよるが、ソフト事業の契約が主流な団体への委託時に精算についての考え方は市によっても違う。

単価の中に間接コストが入っている。委託でも利益率が違う。利益なのか、コストなのか。

：ある部分は委託、ある部分は精算というのが現実である。

〇〇市の給食請負の例では、請負の条件を満たしていなかった。発注側が人件費について口を出すのは偽装請負になるのでは。

：共通点を整理してMLで発信する。

次回

前川：メーリングで議事録をながし、各自内容を確認する。今回は、この場限定という条件で、各自契約書や見積もり所等の具体事例を持ち寄る。

9月20日(木) 12:00~13:30 全体会議の直前

余談

：消費税問題で、委託契約終了後に税務署から請求が来た場合、当時の委託発注先に請求できるか？

：委託費の中に消費税分も入っているので、団体はその際に後の消費税分も考えて執行しておかないといけない。後の請求は無理。

：委託は事業費+税を支給している。委託の運営責任は委託を受けて実施している団体。補助金は消費税分を支給額から差し引いている。運営責任は行政。

：今、委託契約は減ってきている。ほとんどが補助。消費税が原因か。

：この部会では委託について考える部会。

：団体の収支計算の中で管理費が50%を3年連続で超えても行政指導は来るのかどうか？

：年度当初は設立に関しての費用が多く支出されるのは当然のこと、それ以外の理由で管理費が大きく計上される場合は特別な事業があったかどうか等の理由があれば問題ないのではないか。